

3260



(地III232F)

平成23年3月23日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ

新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より情報提供がありました。

本件は、平成21年5月以降に流行した新型インフルエンザ (A/H1N1) については、平成23年3月31日をもって「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型インフルエンザ等感染症から、通常季節性インフルエンザ (「五類感染症」) に移行する予定となり、これに伴いサーベイランス等の対応が別添のとおり変更されるという内容です。

つきましては、本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関に対し周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
平成 23 年 3 月 18 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について
（事前の情報提供）

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成 22 年 8 月 27 日に発表した「新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する厚生労働省の取組について」において、「ウイルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえた上で、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常、季節性インフルエンザ対策に移行する」としていたところです。

これを踏まえ、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会（以下「部会」という。）を持ち回り審議により開催し、本日、「今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常、季節性インフルエンザ対策に移行する」という方針について、ご了承いただきました。

このため、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、新型インフルエンザ（A/H1N1）について「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表を行い、通常、季節性インフルエンザ対策に移行するとともに、下記の対応を行うことを予定しております。

については、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれましても、必要な対応について準備を進めていただくようお願いいたします。また、貴管内の市町村及び関係機関への周知徹底をお願いいたします。

記

1 サーベイランスについて

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、感染症法上の「五類感染症」に位置づけが

変更となるため、現行の感染症法第 14 条上の定点報告の対象となります。

新型インフルエンザ対策本部が行っていたインフルエンザサーベイランス、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ重症サーベイランス及び学校サーベイランスの定期的な公表は、流行状況を踏まえつつ、平成 23 年 4 月中には終了する予定です。具体的な終了予定につきましては、追ってご連絡いたします。ただし、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月のインフルエンザ流行シーズンにおいては、再び定期的な公表を予定しています。

なお、公表を中断している間も、インフルエンザサーベイランス、ウイルスサーベイランス及びインフルエンザ重症サーベイランスについては、引き続き調査を行いますので、報告に遺漏なきようお願いいたします。学校サーベイランスについては、流行期に調査を開始しますので、ご留意願います。

また、インフルエンザ重症サーベイランスについては、部会において、入院サーベイランスとして平成 23 年 9 月から制度化して実施すべきとのご意見をいただきましたが、その切り替え手続きが終了するまでは、これまで同様にインフルエンザ重症サーベイランスを実施いたします。詳細については、今後、改正の手続きを進める中で、通知によりお知らせしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

2 新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種事業について

予定どおり、今年度末をもって当該事業を終了します。これに伴う委託契約の終了につきましては、後日改めて通知する予定ですので、受託医療機関に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種事業に基づくワクチン接種により、健康被害が生じた場合には、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号。以下「特措法」という。）による健康被害救済の対象となります。本事業により接種を受けた方から相談があった場合には、引き続きご対応いただくようお願いいたします。なお、平成 23 年 4 月 1 日以降、インフルエンザワクチンを接種した場合には、特措法の健康被害救済の対象とはなりませんので、住民の方々や関係機関への周知をお願いいたします。

さらに、「新型インフルエンザの予防」を効能・効果として薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の 3 に基づく特例承認が取得されている次の 2 品目については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、各製造販売業者により、承認整理が行われる予定です。

- ・アレパンリックス（H1N1）筋注（グラクソ・スミスクライン株式会社）
- ・乳濁細胞培養 A 型インフルエンザ HA ワクチン H1N1「ノバルティス」筋注用（ノバルティス ファーマ株式会社）

3 住民への広報について

厚生労働省においては、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、平成 23 年 4 月 1 日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することを予定しています。発生から平成 23 年 3 月 31 日までの「新型インフルエンザ」を指す場合を除き、4 月 1 日以降は、「新型」という形容詞を用いることはなるべく避けていただくようお願いいたします。今後、インフルエンザ対策の啓発のために作成・活用される各種広報資材（ホームページ、ポスター、リーフレット・パンフレット等）においても、住民の方が混乱しないよう必要な対応をお願いいたします。

4 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部について

厚生労働省における新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、これまで、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部における体制を強化して取り組んできましたが、新型インフルエンザ（A/H1N1）について、今般、省全体で緊急的かつ総合的に対処すべき事態が終息することを踏まえて、事務局体制を縮小し、通常のインフルエンザ対策として対応する体制に切り替えることとしています。